○文部科学省経済産業省告示第二号

発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第八条第三項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、平成二十八年文部科学省経済産業省告示第二号（電源立地地域対策交付金交付規則）の一部を次のように改正し、令和八年十月十五日から施行する。

令和八年十月十五日

文部科学大臣　関　芳弘
経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第一（第二条、第六条、第九条、第十条、第十一条関係）

原子力発電供用施設の種類	出力	金額
（略）	（略）	（略）
機構が設置する原子力発電供用施設	（略）	（略）
	当該施設の予定建設費を十七年度、平成九年度又は令和八年度において設置の工事の行われたものを除く。）を十万円で除して得た数	五百五十円
（略）	（略）	（略）
高速増殖炉の実験炉（平成九年度において設置の工事の行われたものに限る。）	当該施設の予定建設費を三十八万円で除して得た数	五百五十円
高速増殖炉の実験炉（令和八年度において設置の工事の行われたものに限る。）	当該施設の予定建設費を四十五万八千円で除して得た数	五百五十円
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第二（第二条関係）～**別表第十四**（第十一条関係）　（略）

別表第十五（第十一条関係）

原子力発電供用施設の種類	発電電力量
（略）	（略）
機構が設置する原子力発電供用施設	（略）
高速増殖炉の実験炉（昭和五十七年度、平成九年度又は令和八年度において設置の工事の行われたものを除く。）	次の算式により算定して得た数 c×d×e
（略）	（略）

改正前

別表第一（第二条、第六条、第九条、第十条、第十一条関係）

原子力発電供用施設の種類	出力	金額
（略）	（略）	（略）
機構が設置する原子力発電供用施設	（略）	（略）
	当該施設の予定建設費を十七年度又は平成九年度において設置の工事の行われたものを除く。）を十万円で除して得た数	五百五十円
（略）	（略）	（略）
高速増殖炉の実験炉（平成九年度において設置の工事の行われたものに限る。）	当該施設の予定建設費を三十八万円で除して得た数	五百五十円
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第二（第二条関係）～**別表第十四**（第十一条関係）　（略）

別表第十五（第十一条関係）

原子力発電供用施設の種類	発電電力量
（略）	（略）
機構が設置する原子力発電供用施設	（略）
高速増殖炉の実験炉（昭和五十七年度又は平成九年度において設置の工事の行われたものを除く。）	次の算式により算定して得た数 c×d×e
（略）	（略）